



告 通

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等（DPC/PDPS）

令和7年4月15日 告示第146号、
保医発0415第3号

【解説】厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正され、告示と関連通知が発出されました。4月16日からの適用です。

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正（告示第146号第1条）

[p.90/p.90, 040040 肺の悪性腫瘍の「手術・処置等2」の⑧「ネシツムマブ」の次に以下を加える、(2024年12月号p.90で最終訂正)]

タルラタマブ

[p.286/p.286, 130150 原発性免疫不全症候群「手術・処置等2」の②「ラナデルマブ」の次に以下を加える]

ガラダシマブ

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正（告示第146号第2条）

[p.421 右段/p.418 右段, 項番「15」最下部の次に下線部挿入]

15	エプコリタマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限り）に係るものに限る〕	2002. 2003. 2016 及び 2017
----	--	-----------------------------------

[p.422 右段/p.421 別表1 右段, 最下部の次に挿入、(2025年4月号p.77で最終訂正)]

85	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された	1335, 1336, 1341 及び 1342
----	---	-----------------------------------

	効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る]	
86	イサツキシマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る]	2045
87	レナリドミド水和物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る]	2045
88	タルラタマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る]	493

保医発0415第3号

[p.423/p.422, 別表1の項番「15」の「適応症」と「ICD10」の最下部に下線部挿入]

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
15	エプコリタマブ（遺伝子組換え）	エプキンリ皮下注4mg エプキンリ皮下注48mg	(略) 再発又は難治性の濾胞性リンパ腫（Grade1～3A）	(略) C82\$

[p.424/p.425, 別表1の最下部に挿入、(2025年4月号p.77で最終訂正)]

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
85	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）	テセントリク点滴静注840mg テセントリク点滴静注1200mg	切除不能な胞巣状軟部肉腫	C491, C492等
86	イサツキシマブ（遺伝子組換え）	サークリサ点滴静注100mg サークリサ点滴静注500mg	多発性骨髄腫	C900
87	レナリドミド水和物	レブラミドカプセル2.5mg レブラミドカプセル5mg	多発性骨髄腫	C900
88	タルラタマブ（遺伝子組換え）	イムデトラ点滴静注用1mg イムデトラ点滴静注用10mg	がん化学療法後に増悪した小細胞肺癌	C34\$